

株式会社日本政策金融公庫法に係る政省令について

平成 19 年 11 月 15 日
 財 務 省
 厚 生 労 働 省
 農 林 水 産 省
 経 済 産 業 省

株式会社日本政策金融公庫（以下「新公庫」という）の発足に先立ち、政省令で定める主な事項は以下の通りである。

なお、政省令事項のうち、危機対応業務及び評価委員に関する事項については、設立に向けた準備手続等との関係で、来年 3 月頃までを目途に施行できるよう、その他の政省令事項に先行して準備を進めていくこととし、その他の政省令事項及び関係する他の政省令の整備については、新公庫発足までの間に手当てすることとなる。

1. 政令事項

新公庫の業務運営に係る事項

	項目	概要
(1)	貸付けを受ける者の範囲	生活衛生関係営業者及び中小企業者等の定義や、教育資金貸付の対象となる者等について規定。
(2)	危機対応業務・指定金融機関制度に関する事項	指定金融機関の範囲、指定の有効期間等について規定。
(3)	区分経理に関する事項	勘定区分ごとの剰余金処理、準備金の積立及び国庫納付の手続等について規定。
(4)	社債の発行手続に関する事項	国際協力銀行業務に係る社債の発行の基本方針認可、発行の届出等について規定。

旧公庫からの権利義務の承継に係る事項

	項目	概要
(1)	新公庫が承継する資産の評価に関する事項	資産の評価を行う評価委員の任命等について規定。
(2)	国が承継する資産の範囲等に関する事項	旧公庫の資産のうち国が承継する資産の範囲及び当該資産の帰属する会計等について規定。

2. 省令事項

新公庫の業務運営に係る事項及び財務会計に関する事項の詳細

	項目
(1)	新公庫の業務運営に係る事項（国内金融業務方法書の記載事項等）
(2)	新公庫の財務会計に係る事項（短期借入を行うことができる先等）

危機対応業務及び指定金融機関制度に関する事項の詳細

	項目
(1)	新公庫が行う危機対応円滑化業務に係る事項（危機対応円滑化業務実施方針の記載事項等）
(2)	指定の手続きに係る事項（指定申請時の添付書類等）